

図 29 事例 J の浴室・脱衣室詳細 (1/50)

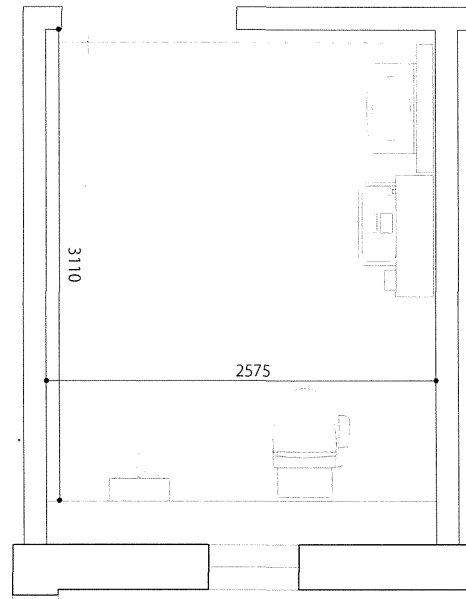


図 30 事例 J のトイレ詳細 (1/50)

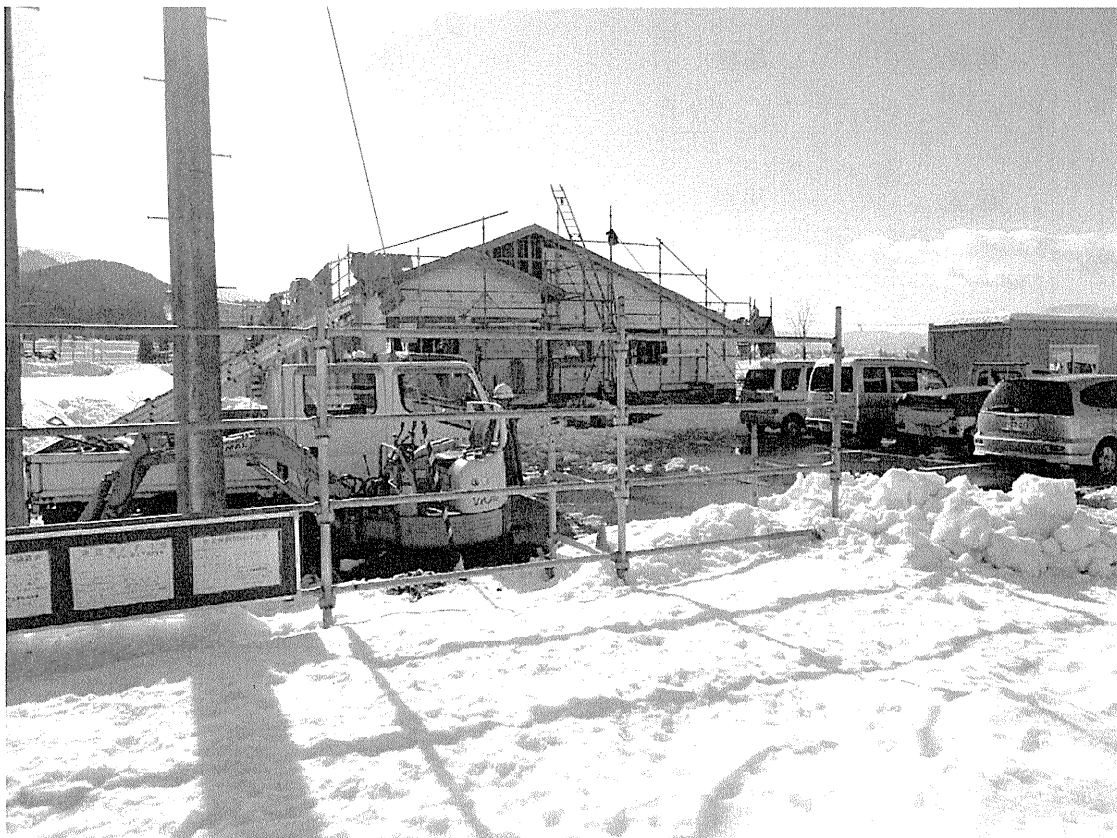


図 31 事例 J の外観 (工事中)

【事例0】

事例0は、大規模な授産施設内で働く身体障害者のための宿舎として入所授産施設が始められた事例であり、そのうちの一部の入居者がGH等などに移行した。

入居者は前提として授産施設（クリーニング）で働くことができる人々であるため、基本的に身体障害の程度は軽度であり、車いす利用者は存在しない。そのため、GH等も車いすでの利用は前提とされていない。

全体の構成としては、中廊下の両側に居室が並び、端部に居間や食堂、そして直行した廊下の先

に玄関が位置する（図32）。規模は2階建てで、1階と2階はほぼ同じ平面形状だが、1階は脱衣・浴室が1カ所であるのに対し2階は2カ所設けられている。上下階の移動は階段によって行い、エレベータは設けられていない。

脱衣・浴室についても、車いす対応を前提とはしていない（図33～35）。トイレは車いすでも使用可能なものが1カ所存在するが、脱衣室・浴室は一般の家庭的なサイズであり、車いすでの使用やリフト・シャワーチェアなどへの乗り換えには対応していない。



図32 事例0のGH等の平面図（1/200）

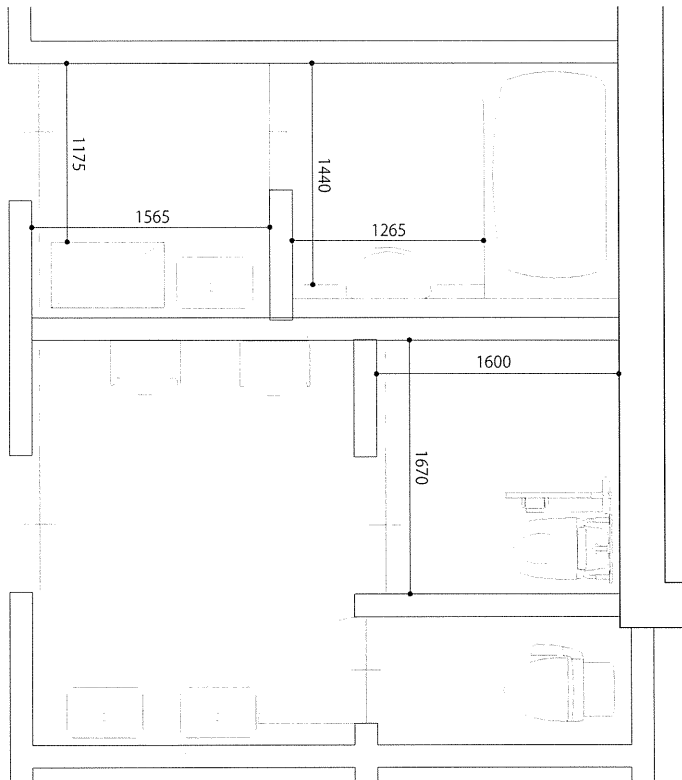


図 33 事例 0 の GH 等のトイレ・浴室詳細 (1/50)

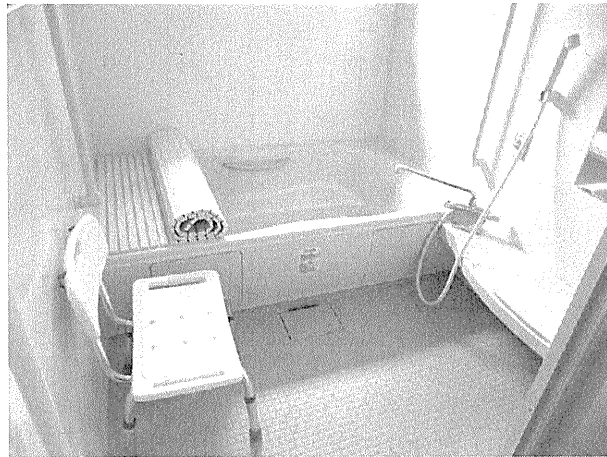


図 34 事例 0 の GH 等の浴室



図 35 事例 0 の GH 等のトイレ

D. 考察

重度身体障害者2事例に関するヒアリング調査、並びに図面の分析からは、十分な面積を持った浴室と脱衣室、並びにトイレが備えられていることが明らかとなった。また、浴室・脱衣室で入居者が臥位の姿勢をとる状況が生じる可能性があること、脱衣室において車いすからシャワーチェア・浴室リフトの吊り具への乗り換えなどが行われることが明らかになった。

全国の身体障害者入所授産施設における調査からは、15施設のほとんどでGH等小規模で地域に存在する住まいへの転換が望まれている一方、身体障害者の場合バリアフリーが求められるため、知的・精神障害者と異なりGH等として利用可能な既存建物がほとんど存在しないため、GH等への移行ができない状況が明らかになった。加えてGH等に移行した事例についての調査からは、それらの事例でも重度身体障害者が利用できる施設は1施設に限られていること、脱衣室・浴室・トイレに十分な配慮がなされている事例が少ないことが明らかとなった。

これらのことより、重度身体障害者が暮らすことのできるGH等は、現状では新築ないし既存建物の浴室などに大規模な改修を行った建物に制限されていること、また具体的にどのような設備環境を整えれば良いのかについての情報が、そのような事例の少なさのために乏しいことが判明した。

E. 結論

今回明らかになった知見を基に、今後は重度身体障害者の住まいに求められる条件、特に浴室・脱衣室・トイレなど、水回りを中心とした建築計画学的要件を明らかにすることが、重度身体障害者の地域居住の推進に必要なことである。

F. 健康危険情報

本研究では該当しない。

G. 学会発表

特に無し。

H. 知的財産権の出願・登録状況

特に無し。

別添 4

厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書：本研究では該当無し。

別添 5

研究成果の刊行に関する一覧表：該当無し。

研究成果の刊行物・別刷：該当無し。

